

# 特定非営利活動法人ほっとステーション定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本法人(以下「本会」という)は「特定非営利活動法人ほっとステーション」と称する。

### (事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を東京都新宿区に置く。

### (目的)

第3条 本会は、「助けられたり・助けたり」の助け合いの精神に基づき、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービス活動を通じて、豊かで住み良い地域社会の福祉の増進と、まちづくりの推進を目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 在宅福祉サービスに関する事業

- ( 2 ) 行政の福祉・介護事業等の受託事業
- ( 3 ) 民間企業の福祉関連事業との提携事業
- ( 4 ) 各種公益法人事業との提携事業
- ( 5 ) 学校教育関係との連携事業
- ( 6 ) その他の市民組織との連携事業
- ( 7 ) 調査、研究、啓発、相談等の事業
- ( 8 ) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

( 会員の種類および性格 )

第 6 条 本会の会員は、次の 3 種とする。

( 1 ) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人とする。

正会員は、本会の在宅福祉サービスの受け手であり、担い手である。

( 2 ) 運営会員 本会の運営に携わる正会員とし、特定非営利活動促進法上の社員とする。

( 3 ) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は法人、団体とする。

( 入会 )

第 7 条 会員は、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て会費を納入すれば誰でも会員となることができる。

2 運営会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとする。

3 代表は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、理事会の承認を得て、入会を認めなければならない。

4 代表は、第 2 項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

( 入会金及び会費 )

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金、運営会費及び年会費を納入しなければならない。

( 会員の資格の喪失 )

第 9 条 会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

( 1 ) 退会届けの提出をしたとき。

( 2 ) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

( 3 ) 会費、利用料を 1 年以上滞納したとき。

( 4 ) 除名されたとき。

( 退会 )

第 10 条 会員は理事会に退会の意思を伝え、退会届けを提出して、何時でも退会することが出来る。

( 除名 )

第 11 条 会員が次の各号の一に該当した場合、総会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

( 1 ) 本会の定款又は規則に違反した時。

( 2 ) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

( 3 ) 犯罪その他社会的信用を失う行為をしたとき。

( 抛出金品の不返還 )

第 12 条 既に納入した入会金、年会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第 3 章 総 会

( 種別 )

第 13 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

( 構成 )

第 14 条 総会は運営会員をもって構成する。

( 機能 )

第 15 条 総会は、法令または定款に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 16 条 通常総会は、毎年会計年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 運営会員の 3 分の 1 以上からの会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第 26 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 17 条 総会は、前条第 16 条第 2 項第 3 号の場合を除いて代表が招集する。

1. 代表は、前条第 16 条第 2 項第 1 号、第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
2. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選任する。

(定足数)

第 19 条 総会は、運営会員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を出席と認めることができる。

( 議 決 )

第 20 条 総会における議決事項は、第 17 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

1. 総会の議事は、法令又は定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

( 表 決 権 等 )

第 21 条 各運営会員の表決権は平等なものとする。

1. やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の規定により表決した運営会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

( 議 事 録 )

第 22 条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した運営会員のうちから、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印又は署名し、これを保存しなければならない。

## 第 4 章 役 員

(種類及び定義)

第 23 条 この会に次の役員をおく。

理事 3人以上 10人以内

監事 1人以上

1. 理事のうち、1人を代表、2人以内を副代表とする。

(選任等)

第 24 条 理事及び監事は、総会において選任する。

1. 理事は、運営会員の中から選出する。
2. 理事は、互選により代表、副代表を選任する。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 法 第 20 条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。
5. 監事は、正会員以外からでも選出することができる。ただし、理事又は本会の職員を兼てはならない。

(その他)

第 25 条 代表は、必要に応じ相談役、顧問を委嘱する。

相談役 若干名

顧問 若干名

2 相談役及び顧問は、本会の業務について代表の諮問に応じて、意見を具申する。

(職務)

第 26 条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

1. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
2. 理事は理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
3. 監事は次に掲げる業務を行なう。

(1) 本会の会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第 27 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第 28 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

( 解任 )

第 29 条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することが出来る。

( 1 ) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

( 報酬等 )

第 30 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

## 第 5 章 理事会

( 理事 )

第 31 条 理事会は理事をもって構成する。

( 機能 )

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

( 1 ) 総会に付議すべき事項

( 2 ) 総会の議決した事項の執行に関する事項

( 3 ) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 招集 )

第 33 条 理事会は代表が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

( 定足数 )

第 34 条 理事会には、第 16 条から 18 条まで及び第 20 条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「総会」及び「運営会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第 35 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された資産

( 2 ) 入会金、運営会費及び年会費

( 3 ) 寄付金品

( 4 ) 事業に伴う収入

( 5 ) 財産から生じる収入

( 6 ) その他の収入

( 資産の管理 )

第 36 条 本会の資産は代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

( 会計の原則 )

第 37 条 本会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

( 会計区分 )

第 38 条 本会の会計は、次のとおりとする。

( 1 ) 特定非営利活動に係る事業会計

( 事業年度 )

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 事業計画及び予算 )

第 40 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

( 暫定予算 )

第 41 条前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告書及び決算は、毎事業年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録書等を作成し、監事の監査を受けて、総会において3分の2以上の議決を経なければならない。

1. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散、合併

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければ変更することが出来ない。

(解散)

第46条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

( 1 ) 総会の決議

( 2 ) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

( 3 ) 会員の欠亡

( 4 ) 合併

( 5 ) 破産

( 6 ) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3. 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

( 清算人の選任 )

第 47 条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

( 残余財産の処分 )

第 48 条 本会の解散 ( 合併又は破産による解散を除く。 ) したときに有する残余財産は、本会と類似の目的を有する特定非営利活動法人及び公益法人に寄付するものとする。

( 合併 )

第 49 条 本会は、総会において運営会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得て、本会と類似の目的を有する他の特定非営利活動法人と合併することができる。

## 第8章 事務局

(設置等)

第50条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。

1. 事務局に、事務局長及び所要の職員を置き、代表が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 会員、理事、監事及び職員の名簿及び住民票の写し

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 補 則

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、官報に掲載する。

( 組織及び運営 )

第 53 条 この定款に定めるもののほか、必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

## 附 則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. 本会の設立当初の役員の任期は、第 27 条の規定に係わらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
4. 本会の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
5. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. 本会の設立当初の入会金及び年会費は、次に掲げる額とする。

	入会金	年会費
正会員	2.000 円	3.000 円
運営会員	0 円	10.000 円
賛助会員	0 円	個人 3.000 円 (1 口以上) 法人 5.000 円 (1 口以上)

別表 設立当初の役員

理 事 安福 清子 (代表)

理 事 和田 晴一 (副代表)

理 事 加瀬 友彦

理 事 中村 幸恵

監 事 三浦 道生